

商標法57条 平行輸入の3C認証を受けていないタイヤ の販売行為は権利侵害となる

日付: Apr 30
2020

ミシュラングループ本社は、万慧達に依頼して、談氏と欧氏が並行輸入3C認定を受けていないミシュランタイヤを販売する行為はミシュラン商標権を侵害することに対して、提訴した。

2009年4月24日、長沙中院は(2009)長中民三初字第0073号の判決を下し、ミシュラングループ本社の訴訟の主張を支持し、被告の権利侵害の停止と原告の経済的損失5000元の賠償を命令。本件は中国法院が判決した初めての商標並行輸入による侵害案件である。